



- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知 : 2023年8月25日(金)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め : 2023年6月30日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点

④ その他学位、資格等

16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	大気環境管理に係る各種業務
対象国及び類似地域	バングラデシュ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュでは、急速に進む都市化や工業化に伴い、都市部における大気汚染、廃棄物増加、水質汚濁など、悪化する都市環境への対応が緊急の課題となっている。行政機関の予算制約や行政官の能力不足等により、経済発展と環境保全の両立に向けた包括的なアプローチが取られておらず、環境行政の推進が喫緊の課題となっている。

同国の 2021 年の PM2.5 濃度(全国年平均)は  $76.9\mu\text{g}/\text{m}^3$  と、世界保健機関(WHO)の環境基準 ( $5\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を大幅に超過し、世界で最も汚染された国となっている (IQ Air、2021 年)。さらに、大気汚染に起因する死者数は約 12.3 万人 (2017 年) にのぼるともいわれており (Health Effects Institute、2019 年)、国民の健康にも重大な影響が及んでいる。また、PM2.5 の主要構成要素であるブラックカーボンは、一般的に二酸化炭素の 460~1,500 倍の温室効果を持つとされている。ブラックカーボンを含む短寿命気候汚染物質 (Short-Lived Climate Pollutants) は、地球温暖化の原因の最大約 45% を占めるとも指摘されており、大気汚染は地球温暖化にも大きな影響を与えている (Institute for Governance and Sustainable Development、2013 年)。

バングラデシュ政府は、第 8 次 5 か年計画 (2020-2025) において、PM2.5 濃度 (年平均値) を 2025 年までに  $60\mu\text{g}/\text{m}^3$  に抑えることを目標に掲げるなど、大気汚染対策を喫緊の課題に位置付けている。同計画では、観測機器やデータベースを整備することでモニタリング体制を強化し、対策が先行して進められているレンガ産業以外の排出抑制を目的とした政策・制度の立案に取り組む必要があるとされているものの、現状では十分な対策は講じられていない。また、「大

気汚染にかかる情報収集・確認調査 報告書（2022年2月）」では、政策・制度を実行していく執行能力が環境・森林・気候変動省環境局（DOE）に不足していること、DOEと協力して大気汚染対策を実施すべき地方政府（ダッカでは Dhaka City Corporation）、バングラデシュ道路交通機構（BRTA）、ダッカ交通調整庁（DTCA）に大気環境管理のための専門部署や担当者がいないこと等が報告されており、対策推進にあたっての組織体制の課題も指摘されている。

このような状況の下、バングラデシュ政府は我が国に対し大気環境管理分野の能力向上を目的として「大気質管理能力向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に係る協力を要請した。主なカウンターパート機関は DOE を想定しているが、大気汚染対策の推進にあたっては、DOE 以外の他省庁、関係機関、地方政府等も含めた体制構築が必要であり、本調査を通じて実施体制を検討する。

この要請を受けて JICA は本詳細計画策定調査を実施することとし、協力要請の背景・内容を確認し、先方関係機関との協議を経て、協力計画（PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案含む）を策定するとともに先方関係機関に求める負担事項等を確認する。また、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

なお、本調査は別途同国から要請のあった「持続可能な社会を構築するためのごみ減量及び 3R 推進支援プロジェクト」に係る詳細計画策定調査との合同調査として実施する。環境管理分野における課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」の観点も踏まえ、これら 2 プロジェクトを一体的に捉えクリーン・シティの実現に取り組むものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者及び JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、本業務従事者は上記 2 プロジェクトの合同詳細計画策定調査団の一員だが、担当業務は本プロジェクトに限定される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2023年9月上旬～2023年9月下旬）
- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、バングラデシュ側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成し JICA に提出する（JICA を通じて現地業務開始前に先方関係機関等へ配付する予定です）。
  - ② プロジェクトの PDM 案、PO 案の担当分野関連部分を検討する。
  - ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2023年9月下旬～2023年10月中旬）
- ① JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
  - ② バングラデシュ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他団員による取りまとめに協力し、個別の面談議事録ドラフト（和文）を原則として面談の翌日までに作成し調査団内で共有する。
  - ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
    - ア) 先方政府大気環境管理管轄省庁及び大気汚染対策事業実施機関の体制（組織図、所掌業務、部署別人数、予算、事業内容等）、中央・地方の役割分担と連絡調整／指揮命令体制／予算執行体制  
（本項目は JICA が別途契約する評価分析団員と協力して現状把握を行う。）
    - イ) 大気環境管理に関する中央政府と各市レベルの政策・法令・条例・計画等の法制度体系（大気環境基準の設定、大気汚染対策の法的枠組み等）  
（本項目は JICA が別途契約する評価分析団員と協力して現状把握を行う。）
    - ウ) 各市の大気環境管理に関する定量的データ（大気汚染物質の環境中濃度の推移等）
    - エ) 大気環境管理に関する排出者（企業等）の取り組み状況
    - オ) 大気環境管理に関する大学等研究機関の取り組み状況

- 力) 大気環境管理に関する NGO 等の活動・関与状況
  - キ) 他の日本の協力の内容、連携の可能性
  - ク) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、ADB 等）による活動動向、連携の可能性
  - ケ) 現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報
  - コ) 大気環境管理に関する資料、行政文書、報告書、学術論文、マスメディアでの主要記事ほか参考となる文献(文献リストと文献コピー)
- ④ 大気汚染対策の推進にあたっては、環境規制やモニタリングを所掌する環境保護部門に加えて、運輸交通やエネルギー管轄部門を関係機関に含めるなど省庁横断的な取り組みや、中央・政府間の連携、企業など排出者の取り組み、研究者の協力が求められることから、これらを考慮して大気汚染対策を推進するための協力計画案を提案する。例えば、データや情報に基づいた具体的な排出削減策の立案・実施、関係機関との連携・調整など組織体制の強化、意思決定機関への提言などを協力計画に含めることを検討する。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、バングラデシュ側からの意見について、大気環境管理の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑥ 本プロジェクトは気候変動対策（緩和策）に資する可能性があるため、以下についても情報収集、検討を行う。
- ア) 開発と気候変動対策の統合的実施の観点から、本プロジェクトとバングラデシュ国の「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）との整合性の確認と気候変動対策に資する活動の検討
  - イ) 気候変動緩和策として温室効果を持つ大気汚染物質（例：短寿命気候汚染物質、SLCP: Short-Lived Climate Pollutant）の排出削減対策及びプロジェクト実施による効果の算定の検討
- ⑦ 担当分野に係る M/M (Minutes of Meetings) 案、PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ⑧ バングラデシュ政府の承認手続きである TAPP (Technical Assistance Project Proposal) について情報収集し、担当分野に係る作成支援を行う。

- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA バングラデシュ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2023 年 10 月下旬～2023 年 11 月上旬)

- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023 年 11 月 10 日 (金) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データにて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版)」(以下同じ) の「X. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇄バンコク/シンガポール⇄ダッカを標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。

(2) その他留意事項

- 1) バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、

一律 13,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 9 月 30 日～10 月 20 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。なお、6. 業務の背景に記載のとおり本調査団は本プロジェクトと「持続可能な社会を構築するためのごみ減量及び 3R 推進支援プロジェクト」の合同詳細計画策定調査調査団です。

ア) 総括 (JICA)

イ) 大気汚染対策計画 (JICA)

ウ) 廃棄物管理計画 (JICA)

エ) 協力企画 (JICA)

オ) 大気汚染対策 (本コンサルタント)

カ) 廃棄物管理／環境社会配慮 (JICA が別途契約するコンサルタント)

キ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ・バングラデシュ国内移動：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)、バングラデシュ国内移動(ダッカ⇄チョットグラム)にかかる手配・提供

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタ



ントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理第一チームから配付しますので、代表アドレス ([gegem@jica.go.jp](mailto:gegem@jica.go.jp)) 宛にご連絡ください。

- ・ 案件概要表 (案)
- ・ 要請書
- ・ バングラデシュ国「環境管理アドバイザー」業務関連資料
- ・ バングラデシュ国「大気汚染モニタリング機材整備計画」関連資料

② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ バングラデシュ国 大気汚染にかかる情報収集・確認調査報告書 (2022年2月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047004.html>

- ・ 大気汚染モニタリング機材整備計画 案件概要書 (2022年12月)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100433124.pdf>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上